

ハローワーク特区

埼玉県・佐賀県
からの提案

参考資料 1

- 厚生労働大臣と県知事がハローワーク特区協定を締結する。
- 厚生労働省令(雇用対策法施行規則)で、このような協定を締結できる旨などを規定する。

〇〇県知事

協定(ハローワーク特区協定)

厚生労働大臣

(協定の主な内容)

- 県知事は労働局長に対し、ハローワーク〇〇の業務に関し必要な指示をすることができる。
- 指示は、法令・予算に反するなど合理的な理由がない限り、事業の実施に当たり反映。
- 県知事は、労働局長が指示に合理的な理由なく従わない場合には、厚生労働大臣に対し、労働局長が県知事の指示に従うように要請することができる。

〇〇県知事

指揮監督

雇用労働対策
職業能力開発
障害者就職支援
生活保護 など

協定に基づく指示

(指示により今後実現する内容)

- 国と県の職員の人事交流等
- 求人情報提供端末の配置
- 若年者就職支援の強化
- 障害者就労支援の強化
- 福祉事務所での就職支援の強化
- 効果的な職業訓練の実施
- 企業向けサービスの向上 など

今後要調整

〇〇労働局長

指揮監督

ハローワーク〇〇

職業紹介
職業訓練受講指示
雇用保険
事業主指導 など

連携・協力

(業務を円滑に遂行するための事務レベルの会議を設置)

ハローワーク特区の実施のための省令改正等について

1 趣旨

- 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)及び「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」(平成23年12月26日第15回地域主権戦略会議了承)に基づき、「ハローワーク特区」の取組を試行的に実施することとなっている。
- これについては、本年5月7日のハローワークチームにおいて特区の枠組みが合意されたところであるが、この合意内容を踏まえ、雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)の一部を改正して附則に新たな規定を設け、併せて、「ハローワーク特区」の対象となる都道府県を告示で定める。

2 概要

(1) 雇用対策法施行規則の一部改正について(省令)

雇用対策法施行規則の附則に次に掲げる事項を新たに規定すること。

- ① 厚生労働大臣は、当分の間、試行的に、都道府県知事(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下同じ。)と、当該都道府県内の一の公共職業安定所(以下「協定公共職業安定所」という。)の業務に関する事項について、当該都道府県の都道府県労働局長(以下「協定都道府県労働局長」という。)が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と都道府県の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定を締結するものとする。
- ② 都道府県知事は、①の協定の実施のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、協定都道府県労働局長に対し、協定公共職業安定所の業務に関する事項について必要な指示をすることができるものとする。
- ③ 協定都道府県労働局長は、②の指示の内容について、法令又は予算に違反する場合その他の当該指示の内容について協定公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 都道府県知事は、③の場合に該当しないと認める場合であって、協定都道府県労働局長が②の指示の内容について③の措置を講じないときは、厚生労働大臣に対し、協定都道府県労働局長に対して当該指示の内容について③の措置を講ずるよう命ずることを要請することができるものとする。

(2) 雇用対策法施行規則附則第9条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事について(告示)

(1)の都道府県知事として、埼玉県知事及び佐賀県知事を定めること。

3 施行日

2(1)の省令は、平成24年10月1日から施行する。ただし、2(1)①に係る規定については、公布の日(平成24年8月21日)から施行する。

2(2)の告示は、告示日(平成24年8月21日)から施行する。

「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」 (平成22年12月28日閣議決定)

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

記

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

(3) 公共職業安定所(ハローワーク)

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

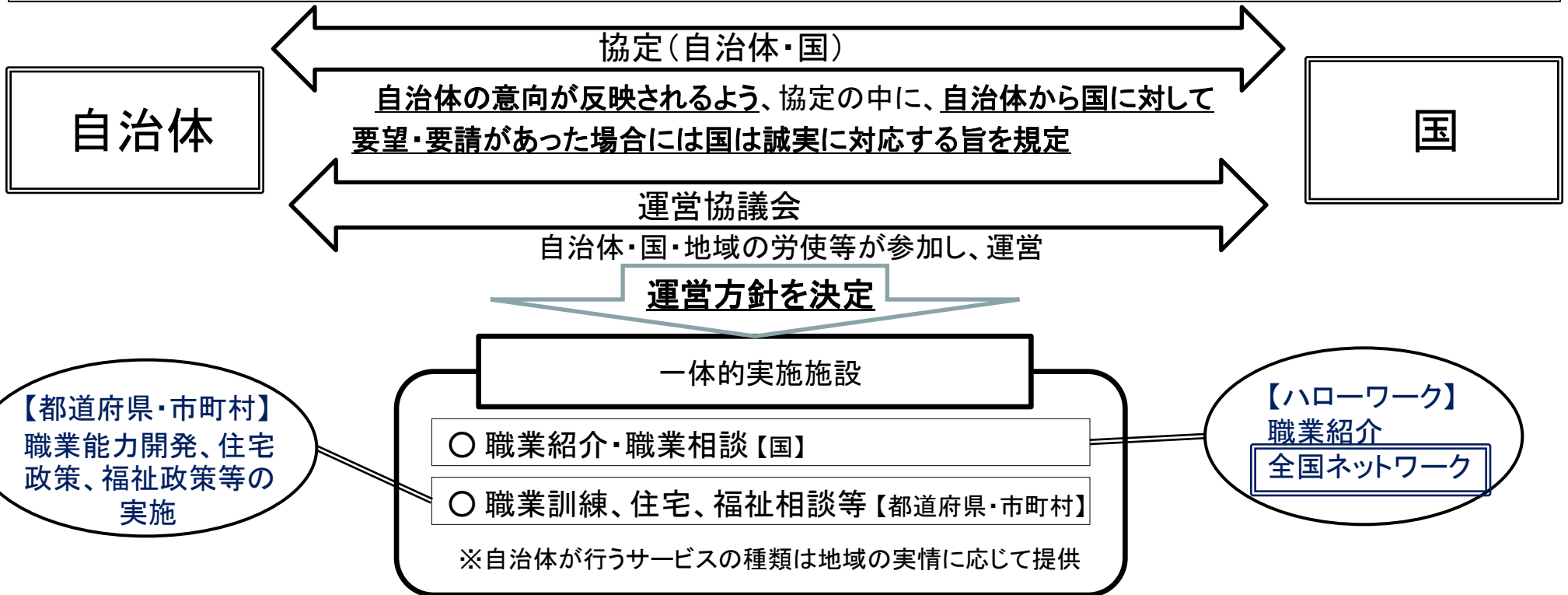
出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針（第15回地域主権戦略会議（H23.12.26）了承）

「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲」については、現在の取組を継続。その他の3課題については、全ての取組のベースである「アクション・プラン」を、百かゼロかということではなく、少しでも前進させるよう、取組を強化。

| 「アクション・プラン」の課題 | 取組状況 |
|-----------------------|---|
| 出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲 | 来年の通常国会への法案の提出に向け最大限努力。 |
| 「アクション・プラン」の課題 | 今後の取組方針 |
| 直轄道路・直轄河川 | 直轄道路・直轄河川チーム会合を開催するなどにより、具体的に動かしていく案を検討する。 |
| ハローワーク | <p>知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。</p> <p>同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称：ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。</p> |
| 共通課題（その他の一都道府県内完結事務） | <p>各府省が移譲できるとする「A-a」事務と知事会が自由度向上につながるとして特に先行的に移管を求める3事務の両方を検討のテーブルに乗せて議論を進める。</p> <p>3事務については、知事会が移譲できるとする理由や効果についても十分検討する。</p> |

一体的実施について

- 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき、一体的実施を推進
- この事業は、希望する自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施するもの
- 一体的実施は、①自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと、②利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置することなど、自治体主導でハローワークと一体となったさまざまな工夫が行える新しい事業



◎ 各事業は、協定や運営協議会の運営方針を踏まえ、それぞれの実施主体が責任をもって実施

アクション・プランを実現するための提案募集（ハローワーク関係）の状況について

1. 提案のあった地方自治体

(H24.8.1現在)

都道府県;43 市区町村;56

2. 提案の状況

(1) 提案の実現に向け提案した地方自治体と厚生労働省とで直接協議を開始しているもの及び既に具体的に提案に沿った事業を開始したもの。(27道府県37市区(四角囲みの自治体)は既に事業を実施。2県17市区町と直接協議中。)

都道府県(29道府県)(※提案の一部)

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 北海道 | 青森県 | 岩手県 | 千葉県 | 神奈川県 | 新潟県 | 富山県 | 石川県 | 山梨県 | 長野県 | 岐阜県 | 静岡県 | 愛知県 |
| 滋賀県 | 京都府 | 奈良県 | 和歌山県 | 鳥取県 | 島根県 | 広島県 | 徳島県 | 香川県 | 愛媛県 | 高知県 | 福岡県 | 長崎県 |
| 熊本県 | 大分県 | 沖縄県 | | | | | | | | | | |

市区町村(54市区町)

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|-------|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|
| 札幌市 | 函館市 | 旭川市 | 北見市 | 弘前市 | 仙台市 | さいたま市 | 川崎市 | 川口市 | 秩父市 | 所沢市 | 鴻巣市 | 志木市 | 寄居町 |
| 千葉市 | 新宿区 | 墨田区 | 品川区 | 中野区 | 杉並区 | 相模原市 | 綾瀬市 | 新潟市 | 北杜市 | 須崎市 | 岐阜市 | 大垣市 | |
| 高山市 | 静岡市 | 浜松市 | 名古屋市 | 岡崎市 | 豊田市 | 大府市 | 湖南市 | 京都市 | 大阪市 | 堺市 | 神戸市 | 西宮市 | 宝塚市 |
| 川西市 | 江津市 | 岡山市 | 倉敷市 | 井原市 | 総社市 | 瀬戸内市 | 広島市 | 北九州市 | 福岡市 | 久留米市 | 佐賀市 | 鳥栖市 | |

※上記の提案のうち「下線」の自治体(2県15市区町)は受諾通知を発出し、事業の実施に向けて準備中。

(2) (1) 以外の提案

都道府県(43都道府県)(※(1)の対象となる29道府県の提案部分は除く)

市区町村(4市) 横浜市、川崎市、新潟市、浜松市

<参考:提案自治体一覧> ※「下線」の自治体は第3次募集に応じ提案したもの。

都道府県(43都道府県)

北海道、青森県、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県

市区町村(56市区町)

札幌市、函館市、旭川市、北見市、弘前市、仙台市、さいたま市、川崎市、川口市、秩父市、所沢市、鴻巣市、志木市、寄居町、千葉市、新宿区、墨田区、品川区、中野区、杉並区、横浜市、川崎市、相模原市、綾瀬市、新潟市、北杜市、須崎市、岐阜市、大垣市、高山市、静岡市、浜松市、名古屋市、豊田市、岡崎市、大府市、湖南市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、西宮市、宝塚市、川西市、江津市、岡山市、倉敷市、井原市、総社市、瀬戸内市、広島市、北九州市、福岡市、久留米市、佐賀市、鳥栖市